農林水産省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十六条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、農林水産省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第三十六条第二項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年五月十五日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産省防災業務計画の修正について

一　修正の目的　平成二十九年四月の防災基本計画の修正等に伴い、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成二十九年五月十五日

三　修正の要旨　避難所等のニーズ、物資の配送・到着状況等の情報を関係機関で共有できるシステムを活用した応急用食料・物資の調達・供給に関する記述の追加等の修正を行った。

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年５月15日

四国地方整備局長　名波　義昭

1　河川の名称　肱川水系肱川

2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防

3　河川管理施設の位置　大洲市長浜町上老松甲739番１地先から大洲市長浜町上老松乙77番地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　愛媛県知事　中村　時広

住所　松山市一番町４丁目４番地２号

5　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から別図に示す範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成29年４月26日から道路の存続する日まで

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成29年５月15日

国土交通大臣　石井　啓一

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明

二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　運航管理者技能検定

四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士に係る技能証明

五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

七　計器飛行証明

八　操縦教育証明

九　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成29年７月22日（土）①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市

二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成29年７月23日（日）③東京都⑤大阪市⑧那覇市

三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成29年７月23日（日）③東京都⑤大阪市

3　申請書の受付期間　平成29年６月14日（水）から平成29年６月21日（水）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成29年６月22日（木）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　准定期運送用操縦士（法規）

三　事業用操縦士（法規）

四　自家用操縦士（法規）

五　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）

六　二等航空整備士（法規）

七　一等航空運航整備士（法規）

八　二等航空運航整備士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諸　事　項

工場財団

奈良県桜井市大字谷８番地の１**桜井ガス株式会社**の工場財団に奈良県桜井市大字谷８番地の１桜井ガス株式会社本社工場（の機械、器具等）を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年５月15日

奈良地方法務局桜井支局

東京都品川区上大崎二丁目１番10号若杉ホームズ102**伏谷謙介**の工場財団に奈良県御所市大字戸毛201番地１奈良御所市2017発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年５月15日

奈良地方法務局葛城支局

有権者申出方

元当局所属公証人太田文保の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年５月15日　東京法務局

元当局所属公証人金澤伸雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年５月15日　高松法務局